

令和2年6月11日(木曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也			12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

11番 宮川徳光

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	川村一秋
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	土居雄人
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎 あゆみ

令和2年6月第8回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和2年6月11日 9時00分 開議

日程第1 議案第8号から議案第23号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 議案第24号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第25号及び議案第26号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議員提出議案第3号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

●町長から追加提出された議案

- 議案第 24 号 令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 25 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 26 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

●議員から提出された議案

- 議員提出議案第 3 号 町長の専決事項の指定の一部を改正する議案について

議 事 の 経 過

令和2年6月11日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

宮川徳光君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第8号、黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例についてから、議案第23号、黒潮町GIGAスクールタブレット購入の物品売買契約の締結についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任副委員長、山崎正男君。

総務教育常任副委員長（山崎正男君）

それでは私の方から、当委員会、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について報告します。

今回付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案第8号、黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例についてから、議案第23号、黒潮町GIGAスクールタブレット購入の物品売買契約の締結についてまでの7議案で、内訳は、条例の一部改正が5件、令和2年度の一般会計補正予算が1件、物品売買契約の締結が1件となっております。

審査の結果は、7議案共に全会一致で可決すべきものとなりました。

また、今回の7議案について討論はありませんでした。

また、提案理由につきましては、本会議の説明と重複する点も多いと思われませんがご了承ください。

なお、詳細について報告しておきます。

議案第8号、黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例について。

議案の説明につきましては本会議と同様で、委員会等を組織する委員で、学識経験者との規定について広い範囲の解釈を可能にするため識見を有すると訂正をするものとのことで、委員からの質疑はありませんでした。

議案第9号につきましては、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてでございますが。

上位法の地方税法の改正に伴う改正で、内容については本会議での説明のとおりのもので、委員からの質疑はありませんでした。

議案第10号、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第11号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての2議案は、本会議での説明のとおり、共に上位法の一部改正に伴い、課税の免除の要件の適用期限を2年間延長するものとのことで、共に委員からの質疑もありませんでした。

議案第12号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上位法の地方税法施行令の一部改正に伴うもので、内容については本会議での説明のとおりのもので、委員からの特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第 18 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

歳入については、本会議でも説明がありましたが、歳入の 15 款国庫支出金の中の、目で総務費国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として 9,764 万 1,000 円は、国からの臨時交付金が確定したことによるものとのことでした。

この臨時交付金はいろいろな歳出に充当されております。マスクの購入から、休業要請を掛けた支援資金等々、それぞれに予算の区分を交付金として充当しております。

続きまして、13 目の漁業振興基金繰入金 299 万 9,000 円については、活餌の分に充てるとのことでございます。

諸収入の雑入でございますが、2 目雑入の 8,000 万円につきましては、商品券関係がここに入っているとのことでございます。全体で 1 億円なので、2 割の 2,000 万円が町支出ということでございます。

続きまして、歳出でございますが。

2 款の 1 項、総務管理費は、財源内訳の入れ替えだけです。一般財源 3,280 万円で計上していたものを、国費 680 万円と地方債 2,580 万円に財源内訳を変更したものです。

5 款労働費でございますが、地域雇用促進事業費 1,063 万 8,000 円は、主に人事異動に伴う調整で、会計年度職員の人件費等でございます。

9 款消防費、防災費でございますが、新型コロナ対策を考慮した避難所での感染予防対策として、マスク、アルコール消毒液、ハンドソープ、体温計等を需用費で計上したもので 99 万 7,000 円を計上しています。

その他、新たな避難所の開設の環境整備として、ベッドやエアマット等の予算を 105 万 5,000 円を計上しています。

10 款教育費であります。G I G A スクールサポートセンターの配置委託料として 575 万円を計上するものがございます。

これは、災害とか感染症で学校が臨時休校する場合に、子どもたちの学びの保障をする環境を実現するために、まずは先生方へのタブレットの安全使用のルール作り、情報を正しく理解して使用できる教材作り、教材として利用できるソフトウェアの活用方法などの指導のための委託業務内容が想定されています。

委託先は、ICT（情報通信技術）ということですが、環境の整備に関する識見を有する人材を派遣できる企業と契約したいとのことでございます。

第 2 表地方債補正も同じく、説明どおりであります。

議案第 23 号、黒潮町 G I G A スクールタブレット購入の物品売買契約の締結については、本会議で説明のあったとおりであります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、澳本哲也君。

産業建設厚生常任委員長（澳本哲也君）

それでは、産業建設厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査ならびに結果を報告致します。

当委員会は、町長、関係課長、議員出席の下、6月5日午後1時から3時25分まで、慎重に審査致しました結果、当委員会に付託された議案第13号から議案第22号まで、全会一致で可決すべきものと決しました。

これより、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第13号です。黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、マイナンバー普及推進ということで、通知カードが廃止になることで再交付手続きが廃止されたということでもあります。

議案第14号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例から、議案第15号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルスによる傷病手当の支給や申請にかかわる事務手続き、そして介護保険等の低所得者の軽減の強化、そして、新型ウイルス関係で収入が減少した人が減免されるというような条例の改正であります。

4つの議案とも、質疑はありませんでした。

議案第17号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

上水道、簡易水道を一本化し、経営の基盤強化を図るということです。

委員より、一本化して何かメリットはあるのか、水道料金はどうかという質問がありました。一般会計により繰り入れができる。水道料金は今までと変わりはない。国から平成21年より統合化の指導があったということでもあります。

議案第18号、令和2年度黒潮町一般会計補正予算についてです。ページは18ページから19ページであります。

7款商工費、補正額1億3,193万円のうち2目商工振興費1億1,249万2,000円は、新型コロナウイルスによる緊急支援策として、町内での消費活動25パーセントのプラスの商品券1億円分の販売であります。1枚500円で10枚セット、4,000円で販売し、10枚組を1万セットで商品券と飲食券、各5,000万円分販売するということでもあります。

販売期間が、7月中旬から9月末までの予定をしております。

試用期間は12月末までで、販売先は、本庁、支所、郵便局で行うということです。

委員より、商工会が関与しないのか、使用期限の延長は考えているか、という質疑がありました。今回のプレミアム商品券と飲食券は、町単独で行うということです。

使用期限は、第2波が来た場合、延長はするというのですが、今回のこのプレミアム付き商品券は、少しでも早く、一日でも早く町民の皆さまに購入してもらい、町内で使っていただきたいということでもあります。

次、3目観光費です。

12節委託料の観光客誘客促進事業委託412万2,000円は、まず、県内の観光客をターゲットに行き、県内の旅行者、旅行会社に、当町黒潮町を選んでもらうための補正で、観光ネットワークに委託するということでもあります。

そして、観光資源活用事業委託224万円はシーサイドギャラリーの花火の費用で、今年は新型コロナウイルスにより寄附活動ができない、集めることができないため、公費を充てたということなんです。

委員より、今年開催できるのかという質問で、開催については、現在検討中ということであります。

スポーツツーリズム誘客促進事業委託 646 万 8,000 円は、県内スポーツチームを対象に 1,765 人見込んで、宿泊費用の助成を行うものであります。一人当たり 2,000 円と、場所使用料の支援などを行うということです。

議案第 19 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について。

新型コロナウイルスに感染した場合、疾病手当支給について 32 名分を計上したということであります。

委員より、32 名の根拠はという質問がありました。国民健康保険 3,264 人の 1 パーセントを計上したということであります。

議案第 20 号、黒潮町道の路線認定についてであります。

地域の要望があり、約 70 メートルで 8 月ごろから測量に入り、年度内に用地買収を行いたいということであります。

委員より、この道の必要性はどの質問に、大方バイパスの関係で車が入りしにくくなったということであります。

これは委員全体で現地確認を行ってきました。

議案第 21、22 号、町営住宅万行第 1・第 2 団地、第 1 工区、第 2 工区建築主体工事の請負契約の締結についてであります。

委員より、施工管理は大丈夫なのかという質問がありました。施工管理契約を今月中、締結するということであります。

以上をもって、産業建設厚生常任委員会の報告とします。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 8 号、黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 8 号の討論を終わります。

次に、議案第 9 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第10号の討論を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第11号の討論を終わります。

次に、議案第12号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第12号の討論を終わります。

次に、議案第13号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第13号の討論を終わります。

次に、議案第14号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第14号の討論を終わります。

次に、議案第 15 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 15 号の討論を終わります。

次に、議案第 16 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 16 号の討論を終わります。

次に、議案第 17 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 17 号の討論を終わります。

次に、議案第 18 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 18 号の討論を終わります。

次に、議案第 19 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 19 号の討論を終わります。

次に、議案第 20 号、黒潮町道の路線認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 20 号の討論を終わります。

次に、議案第 21 号、町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 1 工区）建築主体工事の請負契約の締結についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 21 号の討論を終わります。

次に、議案第 22 号、町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 2 工区）建築主体工事の請負契約の締結についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 22 号の討論を終わります。

次に、議案第 23 号、黒潮町 G I G A スクールタブレット購入の物品売買契約の締結についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 8 号、黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 8 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。
従って、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 17 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 18 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 19 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 20 号、黒潮町道の路線認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 21 号、町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 1 工区）建築主体工事の請負契約の締結についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 22 号、町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 2 工区）建築主体工事の請負契約の締結についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 23 号、黒潮町 G I G A スクールタブレット購入の物品売買契約の締結についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 2、議案第 24 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 24 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 7,576 万 4,000 円を追加し、歳入歳出総額を 123 億 7,708 万円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、商工費では、一般観光客キャンペーンやスポーツツーリズム誘客促進に係る経費など、5,277 万 4,000 円の追加、教育費では、大方あかつき館空調設備改修に係る経費 2,299 万円の追加を計上させていただいております。

これらの歳出に対応するための歳入は、国の補助金などを活用し、財政調整基金の繰り入れにより収支の調整を行っております。

なお、この一般財源分につきましては、国の 2 次補正の交付金など、特定財源の確保に努めてまいります。

説明は以上でございますが、この後、副町長に補足説明をさせますので、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第 24 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。

予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 4 号は、第 1 条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ 7,576 万 4,000 円を追加し、総額をそれぞれ 123 億 7,708 万円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。13 ページをお開きください。

まず、7 款 1 項 2 目、商工振興費、12 節委託料の銀行換金委託 27 万 2,000 円の追加につきましては、一般観光客キャンペーンの商品券の金融機関での換金の委託経費を計上してございます。

18 節負担金補助及び交付金の感染拡大防止に係る経済支援交付金 83 万円の追加につきましては、事業者の本年度の 4 月および 5 月分の売上額が確定したことに伴いまして、昨年の平均値で概算払いをしていたものを精算したことによりまして、その不足分を計上しております。

3 目観光費、12 節委託料の観光客誘客促進事業委託 1,666 万 8,000 円の追加につきましては、宿泊や観光施設の商品券の発行や県外旅行会社への報奨金など、一般観光客へのキャンペーンの経費を計上しております。

また、スポーツツーリズム誘客促進事業委託 3,500 万 4,000 円の追加につきましては、県外客も含めた誘客促進を図るため、1 泊 2,000 円の宿泊助成や宿泊手数料の助成などの経費を計上しております。

10 款 4 項 4 目、図書館費、12 節委託料の大方あかつき館空調設備改修事業設計管理委託 275 万円、そして、14 節工事請負費の大方あかつき館空調設備改修工事 2,024 万円の追加につきましては、文化施設のコロナウイルス感染症対策として国の補助事業が新設をされましたので、これまで懸案事項としておりました大方あかつき館の空調設備を前倒しで行うものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。12ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

まず、15款国庫支出金、2項8目の文化施設感染防止対策事業費補助金1,000万円の追加につきましては、大方あかつき館空調設備改修工事に活用するものでございます。

19款繰入金の1目の財政調整基金繰入金6,576万4,000円の追加につきましては、収支の調整を行うものでございます。

この一般財源分につきましては、国の2次補正等の交付金などの特定財源の確保に努めてまいります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 9時 37分

再 開 10時 40分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第24号に対する質疑を行います。

本案の質疑は分割して行います。

初めに、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全部の質疑はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

分割してという質疑でしたけども、私はこれが今日出てきた理由ですよ。

今回の会議は5日に開会ですので、開会は町長の権限で開会します。これが最終案に出てきたのはそれなりの理由があると思うんですけど、差し支えない段階で、その今日になった7,500万という大きな数字ですし、内容的にも重要なことが入っていると思うんですけど。

その理由をちょっと説明していただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

まず、観光関連予算につきましては、国がGo To キャンペーンの前算を一次補正で1兆7,000億確保がされておりまして、その開始のタイミング、これの提示があったということでございます。

今回の国会審議、少し紛糾しておりますけども、現在までに自分たちがお示しされているのは7月下旬から。それが少々遅れそうなのというのは今の国会審議の中で出てきた話でありまして、予算計上のタイミングとしましては示された以上、それに間に合う準備のためにこの定例会の最終日がぎりぎりのタイミングであったというのが、今回、観光関連予算を上程させていただいたタイミング的な理由でございます。

それから、教育委員会から上がっております、あかつき館の空調設備につきましては、今回のコロナウイルスの感染防止対策として、こういった文化施設に対する空調設備の改修補助が新設をされました。これをもちまして、しっかりと改修を行った上で感染予防レベルを上げ、一日も早く再開するといった趣旨のための新設であります。

従いまして、この空調設備も全国で、恐らくスタートするようになるろうかと思っております。そう考えますと、

9月定例の提案でありますと、ある意味繰り越しが許されない年度内の事業償還が求められる事業でありまして、それがなかなか、年度内に必ず完了させる工程が組みづらいということがありまして、今議会の最終日に提案ということにさせていただきました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

よろしいですかね。

（宮地議員から「はい」との発言あり）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

澳本君。

10番（澳本哲也君）

すいません。

今回、エリアがレクチャーホールとロビーということになっておりますけども、この図書館と町民ギャラリー、ここは入っていないと思うんですけども。

やはりここも相当な利用者がおると思うんですけども、ここはどうしてやらないか。

まず、お願いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは澳本議員のご質問にお答え致します。

今回の事業につきましては文化庁が補助を出すものでございます。図書館になりますと図書館法に基づいて行うものでございまして、対象となっております。

しかしながら、図書館の方も同じように経過しておりますので、ただ今、施設の長寿命化計画を行っておりますので、それに基づきまして有効な財源を確保しながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに、10款の質疑はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

そのあかつき館の工事、2,000万という大きな工事がついてますけど。

今、少し図書館の件も関係して説明はありましたけど、大体どのような理由でこれが工事に入るの

か。

で、簡単にですけどどんなものを、どういう内容的な工事があるのか。

それをセットでお願いします。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

この工事の概要について説明をさせていただきます。

大方あかつき館レクチャーホールと、そして玄関ロビーなどで機能致します空調設備の改修工事を、予算要求を今回させていただきました。

その事業の目的と致しまして、新型コロナウイルスの感染防止対策の一環と致しましてレクチャーホールの空調設備工事につきまして、経年劣化による不具合や故障を未然に防止致しまして、利用者の安全、安心な室内環境を確保するものでございます。

この空調設備につきましては、平成9年10月に開設されてから既に23年が経過致しております、耐用年数でございます15年を優に過しております冷媒機能の低下が著しい状況でございます。その結果、十分な冷房効果が得られずに、ホール内におけます正常な外気の循環も不安定となっていることが考えられます。また、ホールは機能上、窓がありませんので機密的な環境でございます。新型コロナウイルス感染防止を図るためにも、安定した冷房機能、そして外気の循環環境の整備が急務の課題となっております。

そのため、有利な2次補正予算を活用致しまして、この改修工事を行いたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに、10款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第24号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 25 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、および議案第 26 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、提案させていただきます。議案第 25 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ならびに議案第 26 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての、2 議案について説明させていただきます。

まず、議案第 25 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

現在、黒潮町の人権擁護委員は 6 名の方が法務省の委嘱を受け活動していただいておりますが、宮崎英雄人権擁護委員が、令和 2 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

引き続き、再任候補として同氏を法務大臣に推薦するために、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町荷稻 434 番地、宮崎英雄氏は昭和 26 年 4 月 18 日生まれで、これまでも人権擁護委員としてきめ細かな相談業務を務めていただき、信頼は厚く、人権問題の課題解決に取り組んでこられております。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、宮崎氏が適任であると判断し、議会に提案させていただくものであります。

なお、任期につきましては、令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日となっております。

次に、議案第 26 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

これまで、法務省の委嘱を受け活動していただいております、宗崎小代人権擁護委員が、令和 2 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

その後任候補者として、土居みゆき氏を推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町佐賀 437 番地、土居みゆき氏は昭和 38 年 8 月 22 日生まれで、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関し優れた見識を有する方であります。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、土居氏が適任であると判断し、議会に提案させていただくものです。

なお、任期につきましては、令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日となっております。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 12 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 10 番 澳本哲也君、12 番 池内弘道君を指名します。

初めに、議案第 25 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

澳本君および池内君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり宮崎英雄君を適任とすることについて、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

澳本君、池内君は、立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 12 票。

そのうち、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 12 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 25 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり宮崎英雄君を適任とする意見に付することに決定しました。

次に、議案第26号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

澳本君、池内君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり土居みゆき君を適任とすることについて、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすことになります。

1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

澳本君および池内君は、立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票。

そのうち、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成12票、反対0票。

以上のとおり賛成全員です。

従って、議案第26号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり土居みゆき君を適任とする意見を付することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

日程第4、議員提出議案第3号、町長の専決事項の指定の一部を改正する議案についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、池内弘道君。

12番 (池内弘道君)

それでは、議員提出議案第3号、町長の専決事項の指定の一部を改正する議案について、提案趣旨説明を致します。

まず、町長の専決事項について説明をさせていただきます。

地方自治法第180条の規定によると、議会の権限に属する軽易な事項で、議会の議決により特に指定したものは町長が専決処分をすることができるということになっていることから、議会の運営を効率的に行うため、状況に応じて指定をしているところです。

改正について説明をしますので、お配りの新旧照表をご覧ください。

初めに、第1号の改正についてご説明致します。

財源を全額、国庫および県支出金にした場合の補正予算を専決事項として指定しておりますが、近年、一般財源を伴わない高額な事務事業が実施されており、これら的高額な補正予算を専決処分するようなことになれば上位法に抵触する可能性が考えられます。

そこで、財源を全額、国庫および県支出金とした場合の上限額を300万円とし、軽易な事項として専決処分ができるように改正しようとするものです。

次に、改正案の第5号では、法令により当然、改選を必要とする条例の改正をすることを専決事項に指定し、議会の運営を効率的に行えるようにしようとするものです。

これについては、法律が改正されたことによって、題名、条、項、号、または用語が変更となった場合に、そのみを改正するものであって、その内容や町長の意思、議会の意思が一切反映されない条例の一部改正を、町長が専決できるようにしようとするものです。

趣旨をご協議いただき、議決いただきますようよろしくお願い致します。

以上で、提案趣旨説明を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

令和2年6月第8回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、提案させていただきました全ての議案につきまして可決をいただき、ありがとうございます。

今議会を通じて賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (小松孝年君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和2年6月第8回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 11時 09分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

小松孝年
天野依伸
山本久夫